

通達甲（交. 総. 管）第11号
平成2年3月30日
存 続 期 間

各 所属長 殿

交 通 部 長
警 ら 部 長

交通渋滞解消対策推進要綱の全部改正について

〔沿革〕平成5年3月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第8号

7年1月 同第2号

13年6月 同第20号

17年9月 同第21号、同（副監. 総. 企. 管）第23号

18年5月 同（副監. 総. 企. 組）第12号

20年10月 同第20号

22年1月 同（副監. 交. 総. 企1）第1号

24年3月 同（副監. 備. 災. 震）第3号、12月同（交. 総. 企2）第20号

27年7月 同（副監. 総. 企. 組）第20号

29年3月 同第6号改正

このたび、別添のとおり、交通渋滞解消対策推進要綱（昭和57年9月14日通達甲（交. 総. 管）第24号。以下「旧要綱」という。）の全部を改正し、平成2年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、交通渋滞解消対策推進要綱の制定について（昭和57年9月14日通達甲（交. 総. 管）第24号）は、廃止する。

記

1 改正の趣旨

交通渋滞対策については、旧要綱に基づき推進していたところであるが、自動車保有台数の増加等に伴い、都内の交通渋滞は逐年深刻の度を深め、都民生活に重大な影響を与えていることから、各種対策の抜本的な見直しを図るとともに新しい手法を取り入れ、交通渋滞の防止対策及び解消対策を強化して、都市交通機能の確保を期するものである。

2 改正の要点

- (1) 交通渋滞対策の推進事項を一般的推進事項と具体的推進事項に区分した。
- (2) 交通規制対策、交通管制対策、駐車対策等の推進事項を具体的に定めた。
- (3) 交通難所対策、盛り場対策等の特別交通渋滞対策を明確化し、諸対策を総合的に推進することとした。
- (4) 突発的交通渋滞対策については、交通調整班を設置するなど体制の整備強化を図った。
- (5) 交通情報の提供活動について具体的に定め、その充実強化を図った。
- (6) 広報啓発活動の一環として交通渋滞防止活動を実施することとした。
- (7) 関係機関・団体等に対する具体的な交通渋滞対策の提起と各種施策の促進を働き掛けることとした。

別添

交通渋滞対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、交通渋滞の未然防止及び早期解消を図る諸対策を推進するために必要な事項を定め、もって都市交通機能の確保と交通事故の防止を期することを目的とする。

第2 準拠

交通渋滞対策（以下「渋滞対策」という。）の推進に当たっては、別に定めのあるもののほか、この要綱によるものとする。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「交通渋滞」とは、道路における交通の混雑のため、車両の走行速度が一般道路においては20キロメートル毎時以下、高速自動車国道（東京外環自動車道に限る。）及び自動車専用道路においては40キロメートル毎時以下、高速自動車国道（東京外環自動車道を除く。）においては60キロメートル毎時以下になった状態をいう。ただし、震度5強以上の地震の発生によるものを除く。
- 2 「行楽期等」とは、ゴールデンウィーク、盆、年末年始等の行楽若しくは帰省又は治安警備、雑踏警備、警衛警護等の実施により著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想される時期等をいう。
- 3 「交通管制システム」とは、交通に関する情報の収集及び伝達、信号機及び交通情報板等の操作等を一元的に行い、交通流を整序化するシステムをいう。
- 4 「先行交通対策」とは、交通流及び交通量に変動を及ぼすことが予想される地域再開発、大型建造物の建設等に際し、その計画の初期段階から、関連道路及び駐車施設の整備、物流システムの合理化等について関係者に働き掛け、先行して行う交通規制対策、交通管制対策、駐車対策等（以下「交通規制対策等」という。）の交通対策をいう。
- 5 「整理誘導強化交差点」とは、警視庁警察署交通執行警察運営規定（平成22年1月5日訓令甲第1号）に定める「交通要点」のうち、恒常的に交通渋滞が発生している交差点で、当該交差点を管轄する警察署長が指定したものをいう。
- 6 「交通調整班」とは、交通機動隊長（以下「交機隊長」という。）、高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が指定した者によって編成され、交通渋滞現場における整理誘導、広報活動等により交通流の早期回復を図ることを任務とするものをいう。
- 7 「特定交差点等」とは、違法駐車車両が円滑な交通を恒常的に阻害している交差点及びその周辺（交差点からおおむね30メートルの区間を含む。）で、当該交差点等を管轄する署長が指定した場所をいう。

第4 基本方針

交通総務課長、交通執行課長、交通捜査課長、交通規制課長、交通管制課長、駐車対策課長、交機隊長、高速隊長（以下「本部関係所属長」という。）及び署長は、緊密な連携の下に、交通渋滞の実態を的確に把握して多角的に分析し、その結果に基づいた交通調整対策、交通規制対策等の諸対策を推進するとともに、関係機関・団体等に対し、積極的に働き掛けを行うなど、総合的な渋滞対策を推進するものとする。

第5 推進体制

1 本部

交通渋滞が広域に及び、又はそのおそれがある場合は、別表第1の「交通対策本部等設置基準」に基づき、交通対策指揮室に「交通対策本部」又は「交通対策連絡室」

を設置し、別表第2から別表第4までに定めるそれぞれの編成及び推進事項により、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 方面本部

方面本部長は、方面区内の広域に及ぶ交通渋滞に対処するため、特に必要があると認めた場合は、担当区内の交通機動隊の活動と警察署の活動との調整を行うものとする。

3 警察署

- (1) 交通渋滞が管内の区域に及び、若しくはそのおそれがある場合又は交通部長の指示があった場合は、署長又は副署長（次長）若しくは交通課長を長とする「現場交通対策本部」を設置し、速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 交通課員、地域課員等に対し、担当区域及び路線を指定した上、次の任務を行わせるなど、挙署一体となった総合的な取り組みを行うこと。
 - ア 交通情報の収集及び報告
 - イ 交通渋滞の未然防止及び早期解消のための整理誘導
 - ウ 違法駐（停）車車両の指導取締り及び排除
 - エ 道路不正使用等交通渋滞の原因となる交通違反の指導取締り
 - オ 突発的交通障害事案発生時における現場措置
 - カ 道路標識・標示、信号機その他の交通安全施設の点検
 - キ 現場における広報

第6 一般的推進事項

1 関係所属の緊密な連携

(1) 連絡会議の開催

本部関係所属長は、強力かつ効果的に渋滞対策を推進するため、必要により、警察署との連絡会議を開催するものとする。

(2) 連絡調整活動の推進

ア 交通総務課長は、方面本部長、本部関係所属長及び署長との連絡調整に当たるものとする。

イ 交通管制課長は、隣接県の交通管制センター、報道機関等との連絡を密にして渋滞対策の強化を図るものとする。

2 交通渋滞の実態把握と資料化

本部関係所属長及び署長は、交通渋滞の実態を的確に把握、分析し、その資料化を図るとともに、渋滞対策に活用するものとする。

3 渋滞対策実施計画の策定

(1) 恒常的渋滞対策実施計画の策定

交通規制課長、交通管制課長、駐車対策課長、高速隊長及び署長は、恒常的交通渋滞の実態に対応した渋滞対策実施計画を策定し、効果的な渋滞対策を推進するものとする。

(2) 行楽期等渋滞対策実施計画の策定

交通規制課長及び交通管制課長は、行楽期等における過去の交通渋滞の発生状況を踏まえた渋滞対策実施計画を策定し、効果的な渋滞対策を推進するものとする。

4 指導教養の推進

(1) 本部関係所属長は、渋滞対策に関する実務能力及び意識の向上を図るための各種教養資料を作成し、各所属に配付するものとする。

(2) 署長は、署員に対し、交通渋滞の実態と渋滞対策の必要性を周知徹底するとともに、具体的な教養訓練の実施に努め、実務能力の向上を図るものとする。

第7 具体的推進事項

1 恒常的交通渋滞対策の推進

(1) 交通規制対策の推進

交通規制課長、高速隊長及び署長は、次により交通規制対策を推進するものとする。

- ア 交通規制の点検、見直しを積極的に行い、道路交通環境の変化に対応した合理的な交通規制を推進すること。
 - イ 道路標識・標示の適正な維持管理に努めるとともに、道路標識の整理統合及び道路標識・標示の整合化を推進すること。
 - ウ 道路管理者に対して、道路構造の改善、交差点の改良及び区画線表示等交通安全施設の整備を要請し、その促進を図ること。
- (2) 交通管制対策の推進
- ア 交通管制課長及び署長は、道路交通実態に対応した信号機の設置、信号制御方法の高度化その他信号機の適正な管理運用に努めること。
 - イ 交通管制課長は、交通管制システムの整備及び高度化を推進するとともに、その効果的な運用に努めること。
- (3) 駐車対策の推進
- 駐車対策課長及び署長は、パーキング・メーター等の設置を促進し、路上駐車スペースの拡大とその管理運用の適正を図るほか、次により駐車対策の推進に努めるものとする。
- ア 駐車対策課長は、東京都駐車対策協議会等に対して路外駐車場の整備拡大、利用促進等の働き掛けを強化し、違法駐車抑止対策を総合的に推進すること。
 - イ 署長は、管内の駐車対策協議会に対する働き掛けを強化し、路外駐車場の整備拡大、利用促進を図るほか、違法駐車が発生源となっている事業所、大型建造物等の責任者及びこれらの関係者に対する違法駐車抑止のための管理者対策、地域ぐるみによる違法駐車の内粛気運を盛り上げるための啓発活動等を推進すること。
- (4) 先行交通対策の推進
- 交通規制課長、交通管制課長、駐車対策課長及び署長は、新たな地域再開発、大型建造物の建設等に伴い、交通流及び交通量に変動を及ぼすことが予想される場合は、先行交通対策を効果的に推進するものとする。
- (5) 整理誘導活動の推進
- 交機隊長及び高速隊長（以下「交機隊長等」という。）並びに署長は、整理誘導強化交差点及び恒常的交通渋滞が発生している路線に対しては、その未然防止及び早期解消を図るため、別表第5の「交通調整班の設置基準及び活動要領」に基づく交通調整班を配置して、整理誘導活動を推進するものとする。
- 2 行楽期等渋滞対策の推進
- (1) 渋滞対策の期間及び路線の指定
- ア 交通規制課長及び交通管制課長は、相互に協議し、行楽期等における過去の交通渋滞の発生状況を踏まえて、行楽期等における渋滞対策の期間及び交通渋滞の発生が予想される路線を指定した上、効果的な渋滞対策を推進するものとする。
 - イ 署長は、前アにより指定された路線及び管内の実態に応じて指定した路線について、効果的な渋滞対策を推進するものとする。
- (2) 交通管制対策の推進
- 交通管制課長は、前（1）のアにより指定した路線のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路の出入口付近の交差点その他の交通渋滞の発生が予想される道路において、交通実態に対応した信号調整を行い、交通流の早期回復に努めるものとする。
- (3) 事故防止対策の推進
- 高速隊長は、追突事故防止のため、道路管理者に対し、交通混雑が予想されるサービスエリア等への適正な整理員等の配置、交通渋滞発生時における渋滞最後尾付近への警戒車の配置等を要請するものとする。
- 3 突発的交通渋滞対策の推進
- (1) 交通障害物排除体制の確立
- 交機隊長等及び署長は、次により交通障害物排除体制を確立するものとする。
- ア 交通調整班の迅速な出動体制の整備

- イ 道路管理者等関係機関・団体との連絡体制の強化
- ウ 装備資器材の点検整備及び効果的活用

(2) 現場活動の推進

- ア 交機隊長等及び署長は、交通事故等の突発的交通障害事案により交通渋滞が発生し、又はその発生が予想される場合は、直ちに、交通調整班を現場に派遣して整理誘導及び交通障害物の排除等の現場措置を講ずるとともに、事案の状況、処理状況、解消の見通し等を交通管制課長（交通管制センター管制運用係経由）に通報するなど、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- イ 高速隊長は、交通事故等の突発的交通障害事案により交通渋滞が発生し、又はその発生が予想される場合は、直ちに、交通調整班を現場に派遣して迅速かつ的確に運転者に対して交通情報を提供するほか、関係機関と連携して入路からの車両の通行を制御するとともに、事案の状況、処理状況、解消の見通し等を交通管制課長（交通管制センター管制運用係経由）に通報するなど、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 交通管制課長は、交通事故等の突発的交通障害事案を認知した場合は、直ちに、交通総務課長（運用調整係経由）に通報するものとする。この場合、通報を受けた交通総務課長は、事案の規模、内容に応じて、交通機動隊員等の応援派遣、具体的活動内容の指示等を行うこと。

(3) 交通事故事件捜査の迅速化

- 高速隊長及び署長は、交通事故が発生した場合は、交通捜査係員等の早期臨場及び迅速適正な実況見分により交通流の早期回復を図るものとする。この場合、交通捜査課長は、高速隊長又は署長から交通鑑識の出動要請を受けたときは、速やかに臨場させること。

4 交通情報提供活動の推進

- (1) 交通管制課長は、報道機関及び財団法人日本道路交通情報センター（昭和45年1月1日に財団法人日本道路交通情報センターという名称で設立された法人をいう。）に対する情報提供等により都民に対する交通情報の提供活動を推進すること。
- (2) 交通規制課長は、交通渋滞の発生が予想される主な催物、道路工事等の道路使用について関係所属にあらかじめ通報すること。
- (3) 交機隊長等は、交通情報提供車の活用等により渋滞現場における交通情報の提供に努めること。
- (4) 交通規制課長及び交通管制課長は、交通情報板等の設置を促進するなど交通情報提供装置の充実及び高度化を図り、効果的な交通情報の提供に努めること。
- (5) 交通管制課長は、交通渋滞が発生し、又はその発生が予想される場合において、交通渋滞の未然防止及び早期解消を図るため代替道路への誘導等を行うときは、交通情報板等の交通情報提供装置を活用して迅速かつ的確に運転者に対する交通情報の提供に努めること。

5 交通違反の指導取締りの推進

- (1) 交通渋滞の原因となる交通違反の指導取締りの強化
 - ア 交機隊長等、自動車警ら隊長及び署長は、幹線道路を重点とした交通渋滞の原因となる交通違反の指導取締りを強化すること。
 - イ 高速隊長は、路肩走行等の悪質性、危険性又は迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化すること。
- (2) 駐（停）車違反の取締りの強化
 - 駐車対策課長及び署長は、特定交差点等における違法駐車の計画的な取締りを実施すること。

6 道路使用許可等の適正

- 交通規制課長、高速隊長及び署長は、次により道路使用許可等の適正を図るものとする。

- (1) 催物、行事、祭礼、道路工事等に伴う道路使用許可の申請受理又は道路管理者が

行う道路工事等の協議に当たっては、その目的、内容等を把握し、必要に応じて現場実査を行い所要の条件を付するなど適正な処理に努めること。

- (2) 毎月の五・十日〔ごとおび〕、月末又は連休前後等で交通渋滞の発生が予想される日時及び恒常的な渋滞時間帯における道路使用については、努めて抑制する措置をとること。
- (3) 交通規制課長は、道路工事等の抑制が必要な場合は、道路管理者等に協力を要請すること。

7 催物、行事対策の推進

本部関係所属長及び署長は、交通渋滞の発生が予想される催物、行事等が行われるときは、関係機関、主催者等に対し、交通渋滞緩和のために必要な協力を要請するとともに、所要の交通規制対策等を推進するものとする。

第8 広報啓発活動の推進

本部関係所属長及び署長は、交通渋滞防止機運を醸成するために、次により広報啓発活動に努めるものとする。

- 1 本部関係所属長は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じ、交通渋滞防止に関する広報に努めるものとする。
- 2 署長は、各種警察活動を通じ、関係機関・団体及び地域住民に対して、交通渋滞防止に関する広報に努めるものとする。

第9 関係機関・団体等との連携強化

本部関係所属長及び署長は、道路管理者、陸運関係者、物流業界等関係機関・団体等に対し、渋滞対策に関する問題点を具体的に提起し、その施策の促進について働き掛けを強化するほか、次により協力体制の強化に努めるものとする。

- 1 本部関係所属長は、東京交通調整協議会、東京都駐車対策協議会等との会議を開催し、協力関係の確立に努めること。
- 2 署長は、駐車対策協議会、駐車問題懇談会等との会議を開催し、協力関係の確立に努めること。

第10 留意事項

関係所属長は、渋滞対策の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 都民の理解と協力の確保
渋滞対策の推進に当たっては、常に都民の要望・意見に配慮し、理解と協力が得られるように努めること。
- 2 推進状況の把握と効果の検証
常に渋滞対策の推進状況の把握に努めるとともに、その効果を検証し、改善に努めること。
- 3 装備資器材の整備・開発と活用
装備資器材の整備・開発と効果的な活用に努めること。
- 4 士気の高揚
幹部に積極的な実践指導に当たらせるほか、功労ある職員に対する賞揚等士気の高揚に配慮すること。

第11 各種報告

署長は、次の事項について、それぞれの要領により速やかに交通部長に報告するものとする。

- 1 先行交通対策の報告
先行交通対策を必要とする地域再開発計画等を把握したときは、交通規制課長を經由して報告すること。
- 2 道路工事、催物等の報告

交通に著しい影響を及ぼすと認められる道路工事、催物等を把握したときは、交通規制課長を経由して報告すること。

3 広域交通規制の報告

幹線道路等において、交通渋滞が広域に及び、若しくはそのおそれがあり、広域交通規制等の措置を必要とするときは、交通管制課長（交通管制センター管制運用係）を経由して、道路名、区間、交通規制の内容等を報告すること。

4 現場交通対策本部設置時の報告等

- (1) 渋滞対策のため現場交通対策本部を設置した場合は、交通総務課長（運用調整係）を経由して報告するとともに、関係方面本部長に対して報告すること。
- (2) 現場交通対策本部の実施した渋滞対策については、その実施結果を別記様式の「交通渋滞対策実施結果」により、前(1)に準じて報告すること。ただし、重大又は特異な事案については、その都度、電話等により速報するものとする。

別表第1

交通対策本部等設置基準

区分		設置基準
交通対策本部	A号	1 大規模な災害等の発生により、数方面区内にわたる著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想され、広域的交通対策を必要とする場合 2 事案の規模、内容等から、広域的に特別な交通対策を必要とする場合 3 その他交通部長が必要と認めた場合
	B号	1 中規模な災害等の発生により、数警察署管内にわたる著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想され、地域的に交通対策を必要とする場合 2 事案の規模、内容等から、地域的に特別な交通対策を必要とする場合 3 その他交通部長が必要と認めた場合
交通対策連絡室		1 小規模な災害等の発生により、警察署管内に著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想され、局地的交通対策を必要とする場合 2 事案の規模、内容等から、局地的に特別な交通対策を必要とする場合 3 その他交通部長が必要と認めた場合

別表第2

A号交通対策本部の編成及び推進事項

本部長	幕僚長	幕僚	班別（班長）	推進事項
交通部 参事官	交通総務 課長	交通執行 課長	連絡調整班 交通総務課課長代理 （庶務、交通企画）	1 各部、部内各課の連絡調整に関する こと。 2 報道関係者に対する広報及び渉 外に関すること。 3 装備資器材及び給食に関する こと。 4 総括記録の作成及び報告に 関すること。
			運用配置班 交通総務課課長代理 （運用調整）	1 交通渋滞解消措置について、関 係署・課・隊に対する指示、連絡 調整に関すること。 2 交通機動隊等の運用配置に 関すること。
		交通規制 課長	交通情報班 交通管制センター所長	1 交通情報の収集に関する こと。 2 交通情報の広報及び提供に 関すること。 3 隣接県管制センター等との 連絡調整に関すること。 4 交通渋滞の記録に関する こと。
		交通管制 課長	規制対策班 交通規制課課長代理 （災害交通対策）	1 交通規制に関する こと。 2 行事、催物、道路工事等の 管理者対策に関する こと。 3 東日本高速道路株式会社、 首都高速道路株式会社及び 中日本高速道路株式会社 との連絡調整に関する こと。
		駐車対策 課長	信号調整班 交通管制課課長代理 （管制システム、信 号機管理）	1 中央制御室のシステム監視に 関すること。 2 信号調整に関する こと。
		交通部 理事官	駐車対策班 駐車対策課課長代理 （駐車対策、駐車取 締）	1 違法駐車の手配取締りに 関すること。 2 道路管理者及び交通関係 業者に対する協力要請に 関すること。
			現場視察班 交通規制課課長代理 （交通規制） 交通管制課課長代理 （信号機管理）	1 交通渋滞関係路線等の原因 調査に関する こと。 2 交通渋滞関係路線等の 信号現示視察に 関すること。 3 警察署との連絡に 関すること。
			特命対策班 交通総務課指導担当 管理官	特命事項に関する こと。

別表第3

B号交通対策本部の編成及び推進事項

本部長	幕僚		班別（班長）	推進事項
交通部長の指定する所属長	交通部長の指定する理事官	関係各課 管理官	連絡調整班	1 各部、部内各課の連絡調整に関する こと。
			交通総務課交通 企画第二係長	2 総括記録の作成及び報告に関する こと。
			渉外広報班	1 報道関係者に対する広報及び渉外に 関すること。
			交通総務課渉外 広報係長	
			運用配置班	1 交通渋滞解消措置について、関係署・ 課・隊に対する指示、連絡調整に関す ること。
			交通総務課運用 調整係長	2 交通機動隊等の運用配置に関する こと。
			交通情報班	1 交通情報の収集に関する こと。
			交通管制センタ ー管制計画係長	2 交通情報の広報及び提供に関する こと。
			3 隣接県管制センター等との連絡調整 に関する こと。	4 交通渋滞の記録に関する こと。
			規制対策班	1 交通規制に関する こと。
交通規制課災害 交通対策第一係 長	2 行事、催物、道路工事等の管理者対 策に関する こと。			
3 東日本高速道路株式会社、首都高速 道路株式会社及び中日本高速道路株式 会社との連絡調整に関する こと。				
信号調整班	1 中央制御室のシステム監視に関する こと。			
交通管制課シス テム管理係長	2 信号調整に関する こと。			
交通管制課信号 機管理第一係長				
駐車対策班	1 違法駐車 of 指導取締りに関する こと。			
駐車対策課駐車 対策第一係長				
駐車対策課駐車 取締第一係長				

別表第4

交通対策連絡室の編成及び推進事項

連絡室長	班別（班長）	推進事項
交通部長の指定する管理官	連絡調整班 交通総務課交通企画第二係長	1 各部、部内各課の連絡調整に関する事 2 総括記録の作成及び報告に関する事
	渉外広報班 交通総務課渉外広報係長	1 報道関係者に対する広報及び渉外に関する事
	運用配置班 交通総務課運用調整係長	1 交通渋滞解消措置について、関係署・課・隊に対する指示及び連絡調整に関する事 2 交通機動隊等の運用配置に関する事
	交通情報調整班 交通管制課管制運用係長	1 交通情報の収集に関する事 2 交通情報の広報及び提供に関する事 3 隣接県管制センター等との連絡調整に関する事 4 交通渋滞の記録に関する事
	規制対策班 交通規制課災害交通対策第一係長	1 交通規制に関する事 2 行事、催物、道路工事等の管理者対策に関する事 3 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社との連絡調整に関する事
	信号調整班 交通管制課システム管理係長 交通管制課信号機管理第一係長	1 中央制御室のシステム監視に関する事 2 信号調整に関する事
	駐車取締班 駐車対策課駐車取締第一係長	1 違法駐車 of 指導取締りに関する事

別表第5

交通調整班の設置基準及び活動要領

項目	署・交機隊別	内容
設置基準	警察署	署長は、次により交通調整班を毎日編成するものとする。 1 班長は、交通課係長とすること。 2 班員は、機動警ら勤務員（白バイ乗務員）のほかに、交通課員3名ないし6名を指定すること。
	交通機動隊 高速道路交通警察隊	1 隊長は、中隊ごとに1個小隊を交通調整班として指定すること。 2 班長は、当該小隊長とすること。
活動要領	警察署 交通機動隊 高速道路交通警察隊	1 突発的交通障害事案発生時の措置 (1) 迅速な臨場及び報告 (2) 交通規制及び整理誘導 (3) 道路管理者、レッカー業者等への連絡 (4) 交通障害物の排除 (5) 現場広報 2 平素の整理誘導活動 (1) 交通情報の収集及び交通管制センターへの通報 (2) 交差点内での滞留防止及びかみ合い防止 (3) 駐（停）車車両の排除 (4) その他現場調整活動 3 交通調整班は、突発的交通障害事案発生時における活動時は、原則として、オレンジベストを着装すること。